

訪問看護リハビリステーションかふく（介護保険） 料金表

介護保険によって訪問看護をご利用される場合には、1割又は2割又は3割の負担額をお支払いいただきます。詳細は下記でご案内いたします。

令和6年4月1日

○基本料金（各1回につき）

1 単位 = 10.00円

			ご利用者様負担額		
訪問看護（訪問時間）	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20分未満	313	3,130	313	626	939
30分未満	470	4,700	470	940	1,410
30分以上60分未満	821	8,210	821	1,642	2,463
60分以上90分未満	1125	11,250	1,125	2,250	3,375

			ご利用者様負担額		
介護予防訪問看護（訪問時間）	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20分未満	302	3,020	302	604	906
30分未満	450	4,500	450	900	1,350
30分以上60分未満	792	7,920	792	1,584	2,376
60分以上90分未満	1087	10,870	1,087	2,174	3,261

			ご利用者様負担額		
リハビリ（介護）の場合（訪問時間）	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20分	294	2,940	294	588	882
※ 2 回以下の場合の所定単位数の90%					

			ご利用者様負担額		
リハビリ（予防）の場合（訪問時間）	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
20分	283	2,830	283	566	849
※ 2 回以下の場合の所定単位数の50%					

◎早朝・夜間・深夜加算

早朝（午前6時～8時）	上記料金に対して25%加算になります。
夜間（午後6時～10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	上記料金に対して50%加算になります。

◎その他加算料金

			ご利用者様負担額		
	単位数	金額	1 割負担	2 割負担	3 割負担

緊急時訪問看護加算＊1		574	5,740	574	1,148	1,722
初回加算＊2		300	3,000	300	600	900
特別管理加算（Ⅰ）	月1回＊3	500	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算（Ⅱ）	月1回＊4	250	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254	2,540	254	508	762
（1回につき）＊5	30分以上	402	4,020	402	804	1,206
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30分未満	201	2,010	201	402	603
（1回につき）＊6	30分以上	317	3,170	317	634	951
ターミナルケア加算＊7		2000	20,000	2,000	4,000	6,000
退院時共同指導加算＊8		600	6,000	600	1,200	1,800
看護・介護職員連携強化加算＊9		250	2,500	250	500	750

＊1、ご契約の方は24時間対応いたします。

＊2、新規に訪問看護計画を作成し、看護提供した場合に初回月に算定

＊3、特別管理加算対象者に対して1時間30分以上訪問看護を実施した場合に算定。

＊4、在宅悪性腫瘍指導管理等受けている方、留置カテーテル等を使用している状態にある方。

＊5、同時に二人の看護師等が一人の利用者に対し訪問看護を行う場合。

＊6、同時に看護師と看護補助者が一人の利用者に対し訪問看護を行う場合。

＊7、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。

＊8、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合。

退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）を限度として算定。

※医療保険において算定する場合や、初回加算を算定する場合は、算定対象外。

＊9、訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

利用者に対する安全なサービス提供整備や連携体制確保のために会議に出席した場合。

#1、准看護師が訪問看護サービスを行った場合：所定単位数の90％を算定

#2、准看護師による訪問が1回でもある場合：所定単位数の98％を算定

#3、同一建物居住者に対する訪問減算：所定単位数の90％を算定

（事業所の所在する建物と同一の敷地内の建物に居住する利用者に訪問する場合。）